

■概要

現在、石狩市には公共交通に係る協議会が複数あり、構成メンバーについても重複しているため、構成メンバーの負担軽減及び効率的な協議会運営を目的として、複数の協議会を統合する。また、任期については任命された日に属する年度の翌々年の年度末までとする。

【石狩市地域公共交通活性化協議会】

石狩市地域公共交通網形成計画に基づく施策の進行管理等

【石狩市公共交通空白地有償運送運営協議会】

法第79条の規定に基づく自家用有償の登録・解除、その他必要と認める内容等

【石狩市地域公共交通会議】

バス路線の変更協議、地域内フィーダーシステムの補助手続等

【石狩市地域公共交通活性化協議会】

- ・石狩市地域公共交通活性化計画に基づく施策の進行管理等
- ・法第79条の規定に基づく自家用有償の登録・解除、その他必要と認める内容等
- ・バス路線の変更、地域内フィーダーシステムの補助手続等

■統合の時期

令和4年4月1日付けで統合することとする。

■任期

任期については任命された日に属する年度の翌々年度末までとする。なお、「石狩市地域公共交通活性化協議会」の現委員及び、統合により新たに委員となる方については、令和4年4月1日付けで新たに委嘱状（令和6年3月末までの任期）を交付予定。